

貸金庫規定

1. 貸金庫の利用

当金庫に貸金庫の利用を申し込み、当金庫が適当と認めた方(以下「借主」といいます)は当金庫があらかじめ貸与した貸金庫開閉のための鍵と貸金庫利用カード(以下「貸金庫カード」といいます)により、貸金庫を利用することができます。

なお、代理人を指定する場合は、借主があらかじめ届出てください。当金庫が適当と認めた場合は、利用することができます。代理人の貸金庫利用についても、この規定を適用するものとします。

2. 格納品の範囲

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 預金通帳・証書、契約証書(契約書)、登記済証(権利証)その他の重要書類。
- ② 公社債券、株券その他の有価証券。
- ③ 内外通貨、貴金属、宝石その他の貴重品(ただし、壊れやすいものは、格納できません。万一、毀損した場合は当金庫では責任を負いません。)
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。

(2) 前項各号に掲げるものについて、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

3. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日の翌月以降最初に到来する3月末日(当初契約期間が、3月末日以前の短期間で終了する場合は、その月の末日)までとします。ただし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. 使用料

貸金庫の使用料は、次により支払ってください。なお使用料の適用基準は別記によるものとします。

- (1) 使用料は1年分を前払いするものとし、毎年4月25日(当日が休日の場合は、その翌営業日)に、借主が指定した預金口座から普通預金(総合口座)通帳、同払戻請求書または小切手によらず引落しのうえ使用料に充当します。
- (2) 当初契約時の使用料は、契約日の属する月を1か月とし、契約日から期間満了日までの経過月分を、月割計算により契約時に前払してください。
- (3) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日の翌月以降最初に到来する引落日から適用します。

(4) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. 鍵の保管

貸金庫に付属する正・副鍵2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

6. カードの発行、暗証の届出等

(1) 貸金庫の利用にあたっては、届出の印章による貸金庫借用申込書を提出し、暗証番号を届出てください。当金庫は貸金庫カードを発行します。

(2) 代理人は2名まで指定することができ、代理人を指定するときは、その代理人の氏名、住所および暗証番号を前項の申込書によって届出てください。この場合、当金庫は代理人が使用する貸金庫カードを発行します。

7. 貸金庫の開閉等 貸金庫の開閉は、次により取扱ってください。

(1) 貸金庫への入室にあたっては、借主または代理人が貸金庫カードを所定のカード読取機に挿入し、入力装置を操作して届出の暗証番号を入力してください。

(2) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行ってください。

(3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

(4) 閉庫後は施錠を確認してください。

(5) 正鍵を使用して退室装置を操作し、退室してください。

8. 届出事項の変更等

(1) 届出の印章および暗証番号または、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 正鍵および貸金庫カードを失ったとき、もしくは毀損したときおよび印章を失ったときも同様とします。

(3) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. 貸金庫カード、鍵の喪失時等の取扱い

(1) 貸金庫カードもしくは正鍵を失った場合、もしくは毀損した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (2) 貸金庫カードを失った場合で、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。なお、この場合、当金庫所定の手続をしたうえ従前の貸金庫は直ちに明渡してください。
- (3) 貸金庫カードを失った場合、もしくは毀損した場合で、貸金庫カードを再発行する場合は、当金庫所定の手続をした後に当金庫が適当と認めた場合に行います。この場合、当金庫所定の手数料を支払ってください。
- (4) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。また、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。なお、この場合、当金庫所定の手続をしたうえ従前の貸金庫は直ちに明渡してください。

10. 暗証番号照合、印鑑照合等

- (1) 貸金庫の開閉にあたり、カード読取機により貸金庫カードを確認のうえ記録し、入力装置の操作により入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いをしましたうへは、借主または代理人が操作したものとし、貸金庫カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵については当金庫は確認する義務を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号アからカまたは第3号アからオの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

13. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条の定めに準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき。
 - ② 借主について相続の開始があったとき。
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することにより契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他前各号に準ずる者
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当

金庫の業務を妨害する為

オ. その他前各号に準ずる行為

- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月の末日までの使用料相当額を第4条の定めに準じて支払ってください。この場合、第4条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

14. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

15. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

16. 譲渡、転貸等の禁止 貸金庫の使用権および貸金庫カードは譲渡、転貸または質入することができません。

17. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

〔使用料適用基準〕

1. 使用料の適用
 - ① 契約期間 1 年未満 使用料月額×契約月数
 - ② 契約期間 1 年 年一括払方式 使用料年額
2. 契約月の調整 契約日および期間満了日の属する月を 1 か月とし、1 年を 12 か月とする。
3. 端数の調整 円位未満の端数を切捨てる。
4. 口座振替の引落日 毎年 4 月 25 日（当日が休日にあたるときは、その翌営業日）とする。
5. 使用料の返戻 上記に準ずる。

以 上